

「虐待行為」に対する「虐待対応」について

職員から利用者に対する「虐待行為」とは

- * 身体的虐待（暴力・拘束など）
- * ワイセツな行為
- * 暴言
- * 拒絶的な対応
- * 著しい心理的外傷
- * ネグレクト
- * 利用者の財産を不当に処分したり不当に利益を得る

【受付担当者】

・ 事務局	事務局 長	TEL 03-3554-8201
・ JHC 大山	事業所 長	TEL 03-3974-9981
・ JHC 志村	事業所 長	TEL 03-3967-3489
・ JHC 赤塚	事業所 長	TEL 03-3975-3299
・ JHC 秋桜	事業所 長	TEL 03-5997-2832
・ サン・マリーナ	事業所 長	TEL 03-5399-4801
・ レヂデンス虹	事業所 長	TEL 03-5997-5639
・ プロデュース道	事業所 長	TEL 03-5926-8803
・ スペースピア	センター 長	TEL 03-3554-3081
・ ワーキングトライ	センター 長	TEL 03-5986-7551

【対応責任者】

理事長 白下部 尚

【虐待防止委員会】

定例会を開催し、
体系確認、研修確認、振り返り等を行います

- ・ 委員長（理事長）1名
- ・ 委員（法人理事）6名

【第三者委員】

第三者委員とは、中立的な立場で利用者の相談内容に応じたアドバイス等を担当する人たちです。
JHC板橋会の職員ではない方が委員です。

・ 遠藤 千代子

・ 本井 克樹

【板橋区・東京都の相談窓口】

- ・ 板橋区障害者虐待防止センター（障害者福祉センター内）
板橋区高島平 9-25-12 TEL 03-3550-3406
- ・ 東京都障害者権利擁護センター（東京都保健福祉局内）
新宿区西新宿 2-8-1 TEL 03-5320-4223
- ・ 東京都福祉サービス運営適正化委員会（東京都社会福祉協議会内）
千代田区神田駿河台 1 丁目 8-11 TEL 03-5283-7020

ぎゃくたいたいおう ながれ
～虐待対応の流れ～

通報者（本人・家族等・職員）

法人内の窓口へ通報

通報 書面または口頭にて（別紙1）

法人以外の都・区の窓口へ通報

指導・助言を受け対応

受付担当者

確認・記録

虐待の内容・被虐待通報者の要望の確認、記録（別紙2）

〈受付担当者〉 通報内容を虐待防止対応責任者・第三者委員会・虐待防止委員会へ報告（別紙3）
〈対応責任者〉 当該市町村虐待防止センターへ報告。指示・調査に従う

第三者委員

被虐待通報者・通報者へ受付報告書提出（別紙4）14日以内

話し合い

受付担当者

話し合い結果記録書（別紙5）

虐待対応責任者

被虐待通報者・通報者・第三者委員会へ
改善結果報告書提出（別紙6）30日以内

解決がされた場合

解決が図られなかった場合

終了

当該市町村虐待防止センターへ報告。
指示・調査に従う